

3.うるま市における基地の概況

(1) 基地の現況

本市には、キャンプ・コートニー、キャンプ・マクトリアス、ホワイト・ビーチ地区、陸軍貯油施設、嘉手納弾薬庫地区などの米軍施設・区域や海上自衛隊沖縄基地隊、陸上自衛隊勝連高射教育訓練場などの自衛隊施設・区域が所在しており、基地総面積は、6,325 千㎡で市面積 87.01 千 k m²の約 7.3%を占めている。

基地の存在は、本誌の都市計画及び振興開発を図るうえで大きな制約となっており、また、基地に起因する事件・事故等に対する不安や恐怖等、地域住民との間に種々の影響を与えている。

基地の所有形態別面積

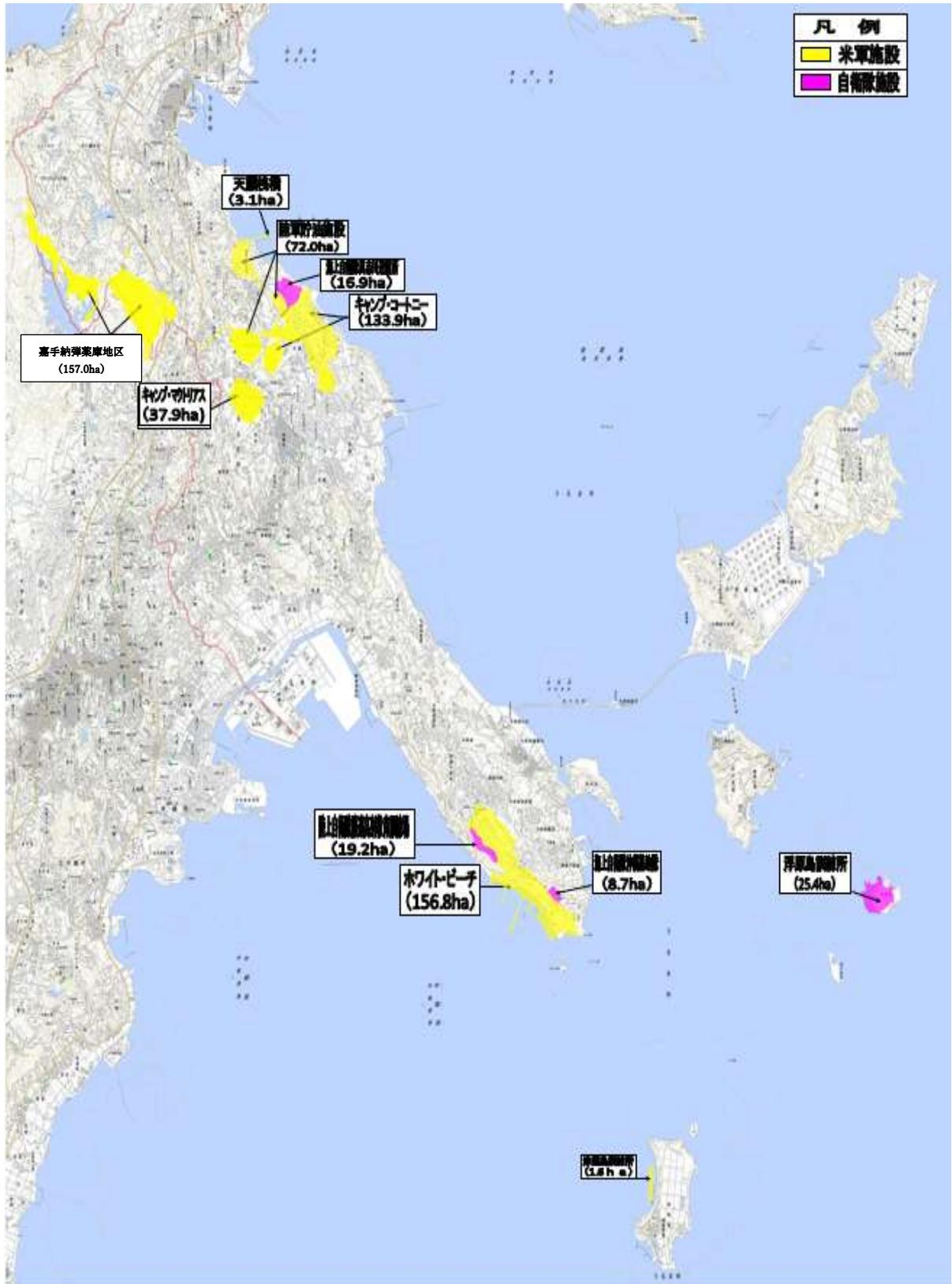
令和5年3月末現在(単位：千㎡)

| 施設名 | 面積 | | | | | 軍別 |
|-----------------------|-----|-----|-------|-------|-------|--------|
| | 国有地 | 県有地 | 市有地 | 民有地 | 計 | |
| キャンプ・コートニー | 66 | 0 | 1 | 1,272 | 1,339 | 海兵隊 |
| 陸軍貯油施設 | 59 | — | 190 | 471 | 720 | 陸軍 |
| キャンプ・マクトリアス | 33 | — | 1 | 345 | 379 | 空軍・海兵隊 |
| 嘉手納弾薬庫地区 | 20 | 0 | 914 | 636 | 1,570 | 空軍・海兵隊 |
| 天願棧橋 | 15 | — | — | 16 | 31 | 海軍 |
| ホワイト・ビーチ地区 | 217 | 1 | 1 | 1,349 | 1,568 | 海軍・陸軍 |
| 津堅島訓練場 | 16 | — | — | — | 16 | 海兵隊 |
| 浮原島訓練場 | — | — | — | 254 | 254 | その他 |
| 海上自衛隊 沖縄基地隊 | 10 | — | 0 | 76 | 87 | 海上自衛隊 |
| 海上自衛隊 沖縄基地隊 具志川送信所 | 7 | — | — | 162 | 169 | 海上自衛隊 |
| 陸上自衛隊 勝連分屯地 | 20 | — | — | 172 | 192 | 陸上自衛隊 |
| 計 | 463 | 1 | 1,107 | 4,753 | 6,325 | |

- 注) 1 面積欄が「—」となっているものは、該当数字がないものである。
 2 面積欄が「0」となっているものは、表示単位に満たないものである。
 3 計数は、四捨五入によるもので、符合しないことがある。

【資料】沖縄県知事公室基地対策課「沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）」

(2) うるま市所在米軍施設及び自衛隊施設位置図



(3) うるま市に所在する基地の概要

① キャンプ・コートニー (FAC6029.CAMP Courtney)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：うるま市（字昆布、字天願、字宇堅）

(イ) 面積：1,339 千㎡

単位：千㎡

| 市町村名 | 国有地 | 県有地 | 市町村有地 | 私有地 | 計 |
|------|-----|-----|-------|-------|-------|
| うるま市 | 66 | 0 | 1 | 1,272 | 1,339 |

(ウ) 地主数：1,171 人（令和 5 年 3 月末現在）

(エ) 年間賃貸料：15 億 5 千 6 百万円（令和 4 年度実績）

(オ) 主要建物及び工作物

建物：司令部、将校クラブ、隊舎、車検場、厚生施設、管理事務所等、車両修理工場等、補給倉庫等、食堂、家族住宅、売店、消防署、診療所、体育館、その他

工作物：保安策、上下水道、着陸帯、駐車場、橋、自家発電設備、貯油槽、各種競技場ほか

(カ) 基地従業員：315 人（令和 5 年現在）

イ 施設の変遷

(ア) この施設は、昭和 20 年米軍の沖縄占領と同時に米陸軍の物資集積所や兵舎とし

て使用され、その後昭和 33 年に米海兵隊の基地として使用された。

(イ) 昭和 40 年には、米海兵隊の太平洋艦隊であるキャンプ・バトラー基地司令部がキャンプ・マクトリアスから移駐し、昭和 44 年に第 3 海兵師団が駐屯したが、同年には再び基地司令部がキャンプ・マクトリアスに移った。昭和 46 年 4 月には、第 3 海兵水陸両用部隊がベトナムより帰還し常駐するようになった。

(ウ) 昭和 46 年 6 月には、沖縄返還協定に基づき 39.6 ヘクタールが返還されたが、残りについては海兵隊基地となり、現在に至るが、同施設は第 15 回日米安全保障協議委員会で北側と南側の一部がそれぞれ無条件及び移設条件付返還が合意され 49 年に北側の部分 (5.2ha) が返還された。

なお、昭和 49 年 5 月には、復帰前返還の一部分 (13.9ha) が再度、自衛隊に提供され、海上自衛隊沖縄基地隊具志川送信所として使用されている。

(エ) 昭和 58 年 10 月 31 日には、同施設の南側約 29 ヘクタールが返還され、同年 11 月 1 日には 24 ヘクタールが再接収された。この接収地は米軍家族住宅用地として使用され、昭和 61 年に 9 階建て住宅 6 棟 (408 世帯)、2 階建て住宅 26 棟 (104 世帯)、計 512 世帯分規模の住宅が完成した。

ウ 施設の現況

(ア) 管理部隊名：米海兵隊太平洋基地在沖米海兵隊基地司令部

(イ) 使用部隊名：第 3 海兵遠征軍司令部、第 3 海兵師団司令部、第 3 海兵師団司令部本部大隊、第 3 海兵遠征旅団司令部

(ウ) 使用目的及び使用条件 (5.15 メモより抜粋)

使用目的： 宿舎、管理事務所及び訓練場

使用条件： 合衆国軍は、水域の第 1 区域を継続的に、第 2 区域を必要な日に使用する。合衆国軍は、第 2 区域において、実弾射撃を行わないが、空砲射撃は実施し、信号弾を使用することもある。水中爆破は認められない。本施設及び区域の上空については、2,000 フィートまで合衆国軍による使用が認められる。

上記のほか、本施設及び区域内の指定された出入路は、合衆国軍の活用を妨げないことを条件に、地元民の通行が認められること等が合意されている。

(エ) 施設の現状及び任務

この施設は、金武湾に面するうるま市字天願の北側に位置し、第 3 海兵遠征軍及び第 3 海兵師団の司令部があることで知られており、主として宿舎、事務所として使用されている。

この施設に司令部を置く第 3 海兵遠征軍は、米国海兵隊の 3 つの遠征軍の一つで、有事に際し、空陸一体となった即応作戦を展開する実戦部隊である。

施設に面した海岸地先から沖合 500m まで提供水域 (第 2 区域) として、水陸両用車の訓練場となっているがほとんど使用されていないようである。

(オ) 提供水域面積 1.47 km²

② 陸軍貯油施設 (FAC6076.Army POL Depots.)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：うるま市（字栄野比、字昆布、字天願、字川崎）

(イ) 面積：720 千㎡

単位：千㎡

| 市町村名 | 国 有 地 | 県 有 地 | 市町村有地 | 私 有 地 | 計 |
|------|-------|-------|-------|-------|-----|
| うるま市 | 59 | — | 190 | 471 | 720 |

注： 他の施設を通過するパイプラインやタンクファームは、陸軍貯油施設の構成部分であるが当該施設の面積には含まれていない。

(ウ) 地主数：1,081 人（令和 5 年 3 月末現在）（※うるま市以外の土地も含む）

(エ) 年間賃貸料：15 億 5 千 6 百万円（令和 4 年度実績）

(オ) 主要建物及び工作物

建 物：管理事務所、倉庫棟、ポンプ室、警護所、監視室、その他

工作物：送油管、上下水道、舗装道路、外灯、浄化槽、燃料貯油所、廃油槽、擁壁、岸壁、ドック、配電装置、消火施設、火災モニター施設、モノブイ（浮標）、その他

(カ) 基地従業員：128 人（令和 5 年現在）

イ 施設の変遷

(ア) 米軍は昭和 20 年から 27 年にかけて、嘉手納、北谷、那覇、具志川にタンクファームを建設し、27 年 4 月から 28 年 8 月にかけて、それらのタンクを結ぶため那覇～嘉手納、嘉手納～具志川、伊佐～普天間にパイプラインを敷設して連結した。

(イ) 那覇港湾施設から嘉手納へ向かう北上ラインと、天願棧橋から嘉手納へ向かう南下ラインがあるが、昭和 51 年の第 16 回日米安全保障協議委員会において、南下ラインを施設内に移設して、大部分の北上ラインを返還する旨合意がなされた。

(ウ) 同施設は、第 1 ファーム、第 2 ファーム、第 3 ファームに分かれており、昭和

58年完成した新設のタンクの6基46バーレルを合わせると19基96万2千バーレルの大規模な貯油施設となる。同施設は、新設タンクの建設工事の際に自動泡モニターノズル方式の消火設備が設置されている。

ウ 施設の現況

(ア) 管理部隊名：米国陸軍第10地域支援群司令部

(イ) 使用部隊名：米国陸軍第505補給大隊、その他

(ウ) 使用目的及び使用条件（5.15メモより抜粋）

使用目的：POL (Petroleum, oils, lubricants 燃料・油脂・潤滑油) 関連設備

使用条件：金武湾POL貯蔵水域は、合衆国軍隊のPOL貯蔵施設の一部として常時使用される。現地合衆国当局は、金武湾POL貯蔵区域の第2及び第3水域を合衆国軍隊が使用する7日前までに現地防衛施設局へ通告する。

(エ) 施設の現状及び任務

陸軍貯油施設は、金武湾第1、第2、第3タンクファーム、天願ブースターステーションとこれらの施設を連結する幅30フィート(9.1m)の送油管敷設用地からなっている。

施設を連結する送油管は、以前は那覇港湾施設から嘉手納飛行場に至る北上ラインと天願棧橋から嘉手納飛行場及び普天間飛行場へ送る南下ラインがあって、基地間を連結していた。北上ラインについては、那覇港湾施設の全面返還合意に伴い、那覇港湾施設タンク地区(昭和61年返還)の18基の代替タンクを金武タンクファーム及び桑江タンクファームに建設、機能が移設された。さらに昭和60年6月に浦添市伊祖以南50,200㎡、平成2年12月に伊祖から宜野湾市伊佐のバルブボックス28の手前までの4.3haが返還され、北上ラインは完全に撤去された。南下ラインは、金武タンクファームから嘉手納弾薬庫地区、嘉手納飛行場、桑江ブースターステーション、キャンプ瑞慶覧を通過して普天間飛行場までの送油管施設が残っている。

送油管は2本～4本からなり、金武湾沖合の石油ポイントから送油されている。送油される油はJP-4(ジェット燃料)、MOGAS(ガソリン)、DFM(ディーゼル燃料)、Aviation Fuel(航空燃料)、JP-1(ケロシン)、NOF(蒸留燃料)等である。

送油管のほとんどが各市町の中心地、或いは主要地を通過しているため、敷地用地は日常生活道として使用されている。これらの道路は、基地周辺整備事業等で舗装されている。

(オ) 提供水域面積 0.98 km²

③ キャンプ・マクトリアス (FAC6031.Camp Mctureous)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：うるま市（字川崎、字西原）

(イ) 面積：379 千㎡

単位：千㎡

| 市町村名 | 国有地 | 県有地 | 市町村有地 | 私有地 | 計 |
|------|-----|-----|-------|-----|-----|
| うるま市 | 33 | — | 1 | 345 | 379 |

(ウ) 地主数：421 人（令和 5 年 3 月末現在）

(エ) 年間賃貸料：4 億 3 千 3 百万円（令和 4 年度実績）

(オ) 主要建物及び工作物

建物：小学校、教会、消防舎、体育館、倉庫、家族住宅、その他

工作物：駐車場、貯水槽、保安柵、配電線、バスケットコート、サッカー場、プール、その他

(カ) 基地従業員：21 人（令和 5 年現在）

イ 施設の変遷

(ア) この地域は、昭和 20 年米軍の沖縄占領と同時に米陸軍が駐屯し、物資集積所として使用を開始したが、昭和 32 年に米海兵隊基地司令部が配置され（一時期〈昭和 40～44 年〉キャンプ・コートニーに移駐）以降沖縄における海兵隊施設の維持管理及び海兵隊の後方支援業務を統轄する役割を果たした。

(イ) 復帰後も引き続き、在沖海兵隊基地司令部となっているが、昭和 50 年 8 月に基地司令部がキャンプ瑞慶覧に移駐したことに伴い、その後は主に兵舎として使用されるようになった。

(ウ) 同施設は、平成 2 年に 78 棟 450 戸の家族住宅が完成した。

ウ 施設の現況

(ア) 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

(イ) 使用部隊名：その他

(ウ) 使用目的及び使用条件 (5.15 メモより抜粋)

使用目的： 宿舎、管理事務所及び訓練場

使用条件： 合衆国軍隊は、広範囲の有視界飛行による航空機の運用のため、
キャンプ・マクトリアス上空、高度 2,000 フィートまでの全空域の使用が許される。

(エ) 施設の現状及び任務

この施設は、うるま市の安慶名区西側、県道 8 号線沿線の南側にあり、昭和 50 年 8 月に在沖海兵隊基地司令部がキャンプ瑞慶覧に移駐するまでは、沖縄にある海兵隊施設の維持、管理及び海兵隊の後方支援業務を統括する任務をもっていたが、現在では、主に家族住宅が設置され、小学校、スポーツ施設等が整備されている。

四軍共同の刑務所もあったが、昭和 61 年にキャンプ・ハンセンへ移設された。

④ 嘉手納弾薬庫地区 (FAC6022.Kadena Ammunition Storage Area)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：うるま市（字栄野比、石川山城、石川楚南）

(イ) 面積：1,569 千㎡

単位：千㎡

| 市町村名 | 国有地 | 県有地 | 市町村有地 | 私有地 | 計 |
|------|-----|-----|-------|-----|-------|
| うるま市 | 20 | 0 | 914 | 636 | 1,569 |

(ウ) 地主数：5,507 人（令和 5 年 3 月末現在）

(エ) 年間賃貸料：127 億 7 千 5 百万円（令和 4 年度実績）

(オ) 主要建物及び工作物

建物：司令部、管理事務所、弾薬貯蔵庫、弾薬補修工場、隊舎、哨舎、家族住宅、検査室、発電所、その他

工作物：上下水道、保安柵、駐車場、雨水排水溝、電力線路、中央監視装置、照明装置、消火設備、警報装置、避難場、配電装置、給油所、レーダー台、その他

(カ) 基地従業員：327 人（令和 5 年現在）

イ 施設の変遷

(ア) この地域は、昭和 20 年米軍の沖縄占領と同時に使用開始され、当初は嘉手納飛行場に隣接する地域に嘉手納弾薬庫、比謝川サイト、波平弾薬庫が構築され、その後、読谷合同廃弾処理場、陸軍サービス弾薬庫、知花弾薬庫、嘉手納タカン弾薬庫、嘉手納ボルタック弾薬庫及び東恩納弾薬庫が次々と建設され、それぞれ独立した施設であった。

(イ) 昭和 46 年 6 月 30 日、東恩納弾薬庫地区 947 千㎡（うち 750 千㎡はうるま市）が返還された。昭和 47 年 5 月 15 日の復帰に伴い、沖縄返還協定により 9 施設は嘉手納弾薬庫地区として統合された。その後、昭和 51 年 8 月には、南部弾薬庫や那覇空軍、海軍補助施設の瀬長島所在、海軍弾薬庫を移設、更に昭和 53 年 1 月読谷補助飛行場の一部返還に伴う代替施設として犬舎等建物（486 ㎡）と境界柵が新たに

提供された。

- (ウ) 施設は陸軍が管理していたが、在沖陸軍の機構の再編成に伴い昭和 53 年 7 月頃に陸軍の貯蔵弾薬庫が韓国や中近東に移送され、同年 10 月 1 日から空軍の管理となった。

ウ 施設の現況

- (ア) 管理部隊名：第 18 航空団第 18 任務支援群司令部／在沖米海兵隊基地司令部
(イ) 使用部隊名：第 18 航空団第 18 整備群第 18 弾薬中隊、同第 18 整備中隊、陸軍第 505 燃料補給大隊、その他
(ウ) 使用目的及び使用条件 (5.15 メモより抜粋)

使用目的：弾薬庫

使用条件：1 回当たり 50 ポンドを超えない弾薬及び爆発物の処理が、指定された区域において、共同爆破物処理場として使用される。本施設及び区域内の指定された出入路は、合衆国軍の活動を妨げないことを条件に、地元民の通行が認められること等が合意されている。

(エ) 施設の現状及び任務

この施設は、極東最大の米軍基地といわれる嘉手納飛行場に隣接し、うるま市、沖縄市、嘉手納町、読谷村、恩納村の 2 市 1 町 2 村にまたがる広大な森林地域にある。また、この地域は、リュウキュウマツやスダジイの群落等の貴重な動植物が生息しているほか、本島中部地区において水源が最も豊富なところで、長田川、平山川、与那原川、比謝川があり、重要な水資源涵養林地域となっているところである。

ところで、この施設は復帰の際に嘉手納、波平、知花の弾薬庫や比謝川サイト等 9 施設を統合したものであり、空軍、海兵隊、海軍、陸軍の各種兵器の貯蔵庫として、また、極東地域への弾薬類の総合貯蔵補給地域としての役割を果たしている。

現在、空軍が管理し、四軍全部の任務を支援している。主要部隊は第 18 航空団第 18 整備群の第 18 弾薬中隊で、太平洋地域に展開する米軍が使用する通常弾薬の貯蔵、整備を行っている。

また、同施設内には、沖縄県の管理する農道、県道 26 号線（使用面積約 0.5 千㎡、使用開始昭和 47.5.15）はあるが、これについては、日米合同委員会における協同使用の承認手続きを経していないため、地位協定第 3 条に基づく現地米軍の管理権により使用が認められていると理解されている。

同施設には、上記道路のほかに保安林、企業局の管理する倉敷ダムなど県の財産が提供されており、平成 2 年 6 月 19 日の日米合同委員会は、現在、キャンプ瑞慶覧内にある泡瀬ゴルフ場の機能を旧恩納弾薬庫地区に移設することを条件に、旧東恩納弾薬庫地区の残余部分の返還に向けて所要の手続きをとることを確認した。その後、平成 8 年 3 月 28 日の日米合同委員会において、約 110 ヘクタールの返還が合意された。令和 4 年 3 月 31 日一部土地（約 31ha）の返還が行われた。（ゴルフ場北側地区及び陸自沖縄訓練場西側隣接部分は自衛隊が継続利用を予定。）

⑤ 天願棧橋 (FAC6028. Tengan Pier)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：うるま市 (字昆布)

(イ) 面積：31 千㎡

単位：千㎡

| 市町村名 | 国有地 | 県有地 | 市町村有地 | 私有地 | 計 |
|------|-----|-----|-------|-----|----|
| うるま市 | 15 | — | — | 16 | 31 |

(ウ) 地主数：9 人 (令和 5 年 3 月末現在)

(エ) 年間賃貸料：1 千 8 百万円 (令和 4 年度実績)

(オ) 主要建物及び工作物

建物：管理ビル、倉庫、哨舎

工作物：棧橋、保安柵、給排水施設、屋外集積場、投光照明、電力線、その他

(カ) 基地従業員：—

イ 施設の変遷

(ア) 米軍は、昭和 20 年沖縄占領と同時に、この地域を海兵隊基地として接收 (19 千㎡) し、その後、昭和 25 年 7 月には、棧橋が建設され、嘉手納弾薬庫地区等への弾薬の搬入港として使用していた。

更に昭和 38 年頃には、ベトナム戦争の激化に伴い棧橋の大幅な拡張を行い、同基地の機能を強化する一方、昭和 46 年には、同港 (棧橋) 背後地にある丘陵地 (69 千㎡) を新たに接收使用としたが、関係地主及び地域住民はもとより、村議会 (当時) その他民主団体等の強い反対に遭い事実上、接收通告を撤回させた。

ウ 施設の現況

(ア) 管理部隊名：在沖米海軍艦隊活動司令部

(イ) 使用部隊名：米国陸軍第 505 補給大隊、海軍、海兵隊、空軍

(ウ) 使用目的及び使用条件 (5.15 メモより抜粋)

使用目的：港湾施設

使用条件：水域は常時使用する。第 1 水域は合衆国軍隊の排他的使用のため

常時制限する。第 2 水域においては、いかなる船舶も混雑によりやむを得ず接近する場合を除き、停泊中又は係留中の合衆国軍隊船舶から 100 メートル以内に接近してはならない。第 2 水域において網漁業は禁止されている。

(工) 施設の現状及び任務

字昆布の北側、金武湾に面したところに位置するこの施設は、長さ 640m、幅約 22m の棧橋があり、最大 2 万トン級までの船が同時に接岸可能であるといわれている。主に、空軍、海兵隊の嘉手納弾薬庫地区への弾薬、武器類の搬入港として使用されている。また、棧橋の沖合には、陸軍貯油施設に燃料を送油するための「送油ポイント」があり、タンカーによる油類の搬入港としても使用されている。

ところで、昭和 53 年 3 月から 7 月頃にかけて、嘉手納弾薬庫地区に貯蔵されていた陸軍の弾薬類が韓国等へ移送されてからは、同棧橋の使用は減少しているようである。

この施設は、昭和 46 年と 47 年に移送された毒ガスの積み出し港としても知られている。また、湾岸戦争勃発後には、同施設の活動は活発になり、地域住民を不安に陥れた経緯がある。

平成 9 年 3 月に新聞報道された「5.15 メモ（米軍 4 8 施設・区域の日米覚書）」により、同施設の取り決めが住民側に立った運用がなされていないとの指摘がある。

(オ) 返還後の跡地利用計画等

平成 4 年 8 月に天願棧橋転用計画－「回廊夢棧橋」－を策定した。当計画では、リゾート機能や海洋技術・資源等研究機能、海洋レジャーなどを有する案と各地の主要地点を結ぶ細かな交通ネットワーク機能や海洋スポーツ、海洋医療等研究センターなどを有する案を提案している。

(カ) 提供水域面積 6.25 k m²

⑥ ホワイト・ビーチ地区 (FAC6048.White Beach Area)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：うるま市 (勝連平敷屋)

(イ) 面積：1,568 千㎡

単位：千㎡

| 市町村名 | 国有地 | 県有地 | 市町村有地 | 私有地 | 計 |
|------|-----|-----|-------|--------|-------|
| うるま市 | 217 | 1 | 1 | 1,349. | 1,568 |

(ウ) 地主数：1,934 人 (令和 5 年 3 月末現在)

(エ) 年間賃貸料：11 億 8 千 6 百万円 (令和 4 年度実績)

(オ) 主要建物及び工作物

建物：管理事務所、将校宿舍等、将校クラブ、倉庫等、修理工場、消防舎、売店、警衛所、ポンプ室、その他

工作物：A 栈橋 (幅 24m×長さ 850m)、B 栈橋 (幅 24m×長さ 450m)、保安柵、水道、污水管、送油管、駐車場、ヘリパット、防波堤、オイルタンク、その他

(カ) 基地従業員：112 人 (令和 5 年現在)

イ 施設の変遷

(ア) 昭和 16 年から旧日本軍が陸軍戦車部隊駐屯地として使用されたが、昭和 20 年 4 月に米軍による継続使用が開始された。

(イ) 昭和 47 年、ホワイト・ビーチ港海軍施設、勝連半島陸軍地区、ホワイト・ビーチ貯油施設、嘉手納第 2 サイト、西原第 2 陸軍補助施設を統合し、ホワイト・ビーチ地区として提供施設・区域となる。ホワイト・ビーチ港海軍施設の一部約 275,000 ㎡を海上自衛隊沖縄基地隊に引継ぐ。

(ウ) 昭和 48 年、沖縄返還協定了解覚書 B 表に基づき、旧西原第 2 陸軍補助施設約 134,000 ㎡が、陸上自衛隊那覇駐屯地勝連高射教育訓練場として引継がれる。

(エ) 昭和 49 年、第 15 回日米安全保障協議委員会で、一部土地約 221,000 m²の無条件返還が合意され、昭和 51 年に同土地が返還される。

ウ 施設の現況

(ア) 管理部隊名：在沖米海軍艦隊活動司令部、米国陸軍第 10 地域支援群司令部

(イ) 使用部隊名：第 7 艦隊第 76 機動部隊第 1 水陸両用部隊司令部、在沖米海軍艦隊活動司令部ホワイト・ビーチ事務所、米軍運輸管理部隊、米陸軍第 505 補給大隊、その他

(ウ) 使用目的及び使用条件 (5.15 メモより抜粋)

使用目的：港湾施設、宿舎、管理事務所、貯油施設及びミサイル・サイト

使用条件：合衆国軍は、水域の第 1 区域、第 2 区域及び配水管区域を継続的に、第 3 区域及び第 4 区域を必要の都度、第 5 区域及び第 6 区域を 6 時から 18 時まで月平均 12 日、1 年につき 144 日を超えない範囲でそれぞれ使用する。合衆国軍は、水域の第 6 区域の使用期間中本区域に訓練に参加していない船舶その他の船艇が侵入していないことを確認する。

本施設及び区域の上空については、2,000 フィートまで合衆国軍による使用が認められる。

(エ) 施設の現状及び任務

勝連半島の先端部に位置するこの施設は、在沖米海軍艦隊活動司令部の管理下にあつて、幅 24m、長さ 850m の米海軍 A 棧橋、幅 24m、長さ 450m の米陸軍 B 棧橋の 2 つの棧橋がある。主として、第 7 艦隊の兵站支援港、同艦隊第 76 機動部隊第 1 水陸両用部隊の母港として、燃料及び物資の補給や軍需物資の積み降ろし港として使用されている。

また、原子力軍艦が休養、補給及び維持のため寄港するほか、平成 12 年 7 月の強襲揚陸艦工セックスの長崎県佐世保基地への配備に伴い、同艦の洋上訓練の際の兵員、装備、弾薬等の補給基地として同艦が寄港するようになった。

(オ) 提供水域面積 323.69 k m²

⑦ 津堅島訓練場 (FAC6082.Tsuken Jima Treining Area)



写真提供：沖縄県知事公室

ア 施設の概要

(ア) 所在地：うるま市 (勝連津堅)

(イ) 面積：16 千㎡

単位：千㎡

| 市町村名 | 国有地 | 県有地 | 市町村有地 | 私有地 | 計 |
|------|-----|-----|-------|-----|----|
| うるま市 | 16 | — | — | — | 16 |

(ウ) 地主数：(国有地)

(エ) 年間賃貸料：(国有地)

(オ) 主要建物及び工作物：なし

(カ) 基地従業員：—

イ 施設の変遷

(ア) 昭和 20 年に米軍に占領され、主に娯楽施設として使用された。昭和 34 年に訓練場として使用が開始され、昭和 47 年に提供施設・区域となった。

ウ 施設の現況

(ア) 管理部隊名：在沖米海兵隊基地司令部

(イ) 使用部隊名：海兵隊、空軍、その他

(ウ) 使用目的及び使用条件 (5.15 メモより抜粋)

使用目的：訓練場

使用条件：本施設・区域内において実弾射撃は行わない。緊急の場合の信号目的のため及び合衆国軍隊の移動をコントロールするために信号弾を使用することができる。訓練のため水陸両用部隊が通常装備する全ての兵器の空砲射撃が認められる。水中爆破は認められない。水域については 1 日 24 時間で月平均 10 日、ただし、年間 120 日を超え

ないものとする。

(工) 施設の現状及び任務

この訓練場は通称「トゥマイ浜」と呼ばれ、うるま市津堅島の西側に位置する長さ約2kmの海岸で干潟を含む6km沖合までが訓練水域となっており、海兵隊による水陸両用の上陸訓練に使用されている。

演習は陸上あるいは水域のみ、または、陸上・水域同時に行われる。訓練中であっても使用を妨げない限り、漁業または船舶の航行に制限はない。

(オ) 提供水域面積 9.45 km²

⑧ 浮原島訓練場 (FAC6181.Ukibaru Jima Treining Area)



写真提供:沖縄県知事公室

ア 施設の概要

(ア) 所在地：うるま市 (勝連比嘉)

(イ) 面積：254 千㎡

単位：千㎡

| 市町村名 | 国 有 地 | 県 有 地 | 市町村有地 | 私 有 地 | 計 |
|------|-------|-------|-------|-------|-----|
| うるま市 | — | — | — | 254 | 254 |

(ウ) 地主数：109 人 (令和 5 年 3 月末現在)

(エ) 年間賃貸料：2 千 3 百万円 (令和 4 年度実績)

(オ) 主要建物及び工作物：なし

(カ) 基地従業員：—

イ 施設の変遷

(ア) 本施設は、元来布令 20 号に基づく使用形態ではなく、訓練に使用する都度、料金が支払われていたようである。昭和 47 年の復帰に際し、地位協定第 2 条第 4 項 (b) の施設として提供され、年間 40 日を限度して使用されていたが、昭和 53 年に自衛隊の専用施設なり、陸上自衛隊が施設管理にあたる。(米海兵隊は、年間 120 日〔昭和 53 年 10 月、年間 40 日を 120 日へ変更〕以内を超えない範囲で一時使用が許可されている。)

ウ 施設の現況

(ア) 管理部隊名：陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊

(イ) 使用部隊名：陸上自衛隊第 15 旅団、航空自衛隊南西航空方面隊、海上自衛隊第 5 航空群、米海兵

(ウ) 使用目的及び使用条件 (5.15 メモより抜粋)

使用目的：訓練場

使用条件： 本施設・区域において実弾射撃は行わない。訓練のために水陸両用部隊が通常装備するすべての兵器の空砲射撃、訓練用地雷原爆破及び火力支援のシミュレーションを目的とする爆破は認められる。緊急の場合の信号目的及び合衆国軍隊の移動をコントロールするために信号弾を使用することができる。水中爆破は認められない。

水域は水陸両用訓練のため使用される。合衆国政府は、航行及び漁業を営むいかなる通常の生産活動も合衆国軍隊の活動を妨げない限り制限しない。

(工) 施設の現状及び任務

本施設は、浮原島全体が訓練場となっており、島の中央部から半径 850m以内の円形区域が訓練水域である。

昭和 53 年 5 月 31 日までは一時使用施設（地位協定第 2 条第 4 項（b））として年間 40 日（昭和 53 年 10 月 19 日、使用条件を年間 40 日から 120 日に変更）に限り米海兵隊の訓練が行われていたが、訓練が行われない時は釣り場、キャンプ場等のレクリエーション場として利用されていた。

昭和 53 年 6 月 1 日以降は、陸上自衛隊の管理下で陸、海、空の各部隊が常時訓練を行っており、訓練日程等の調整は陸上自衛隊で行っている。

米軍の一時使用施設から自衛隊の専用施設へ使用転換する際、那覇防衛施設局、自衛隊側は、①実弾を使用しないこと、②ヘリによる救難、救助訓練等が主である、③地元側の立ち入りは最大限に考慮する、④漁業従事者に迷惑をかける等のことを口頭で約束している。更に、町当局（当時）・地元側と使用協定文書を取交することは考えていないが、仮に問題が発生すれば既存の関係法令で最大限の措置をするとしている。

(オ) 提供水域面積 1.96 km²

⑨ 海上自衛隊沖縄基地隊



写真提供：海上自衛隊沖縄基地隊

ア 施設の概要

(ア) 所在地：うるま市（勝連平敷屋）

(イ) 面積：87千㎡

単位：千㎡

| 市町村名 | 国有地 | 県有地 | 市町村有地 | 私有地 | 計 |
|------|-----|-----|-------|-----|----|
| うるま市 | 10 | － | 0 | 76 | 87 |

(ウ) 地主数：115人（令和5年3月末現在）

(エ) 年間賃貸料：6千9百万円（令和4年度実績）

(オ) 主要建物及び工作物

建物：庁舎、隊舎、舟艇庫、管理棟、診療所、体育館、プール等

工作物：通信タワー、燃料タンク、掃海栈橋

イ 施設の変遷

(ア) 本施設は、米軍のホワイト・ビーチ海軍施設として使用されていたが、昭和47年5月15日に返還され、沖縄返還協定了解覚書C表に基づき、自衛隊に引継がれた。

(イ) 昭和58年1月27日、沖縄海洋観測所建設のため、ホワイト・ビーチの一部（約70千㎡）の共同使用が、日米合同委員会で承認される。

ウ 施設の現況

(ア) 管理部隊名：海上自衛隊沖縄基地隊

(イ) 使用部隊名：海上自衛隊沖縄基地隊、海上自衛隊沖縄海洋観測所

(ウ) 使用目的：港湾施設及び後方支援施設

(エ) 施設の現状及び任務

同基地は勝連半島先端部にあつて、米軍基地ホワイト・ビーチ地区に隣接して

いる。海上自衛隊沖縄基地隊は、掃海艇、水中処分母船、曳船等を保有し、主として沖縄の沿岸、重要湾港等を防備するために設けられた南西諸島唯一の艦艇基地部隊である。平時から、防衛任務を完遂するために必要な訓練を行う一方、海中の不発弾等各種の爆発物及び障害物の除去・処分、災害発生時における一般住民への協力を行っている。不発弾処理は、昭和47年から令和5年度末までの間に、出動回数995件、総弾数81,525発、総処理重量29.3トンとなっている。

港湾施設の一部と海岸用地は米軍と共同使用しており、昭和58年1月には、沖縄海洋観測所の建設用地の共同使用（ホワイト・ビーチ地区の北側の一画約70千㎡）が日米合同委員会で合意され、同年1月27日に共同使用が開始された。同観測所は、海洋の環境条件の調査、研究を目的とする。

⑩ 海上自衛隊沖繩基地隊 具志川送信所



写真提供：海上自衛隊沖繩基地隊

ア 施設の概要

(ア) 所在地：うるま市（字天願、字昆布）

(イ) 面積：169 千㎡

単位：千㎡

| 市町村名 | 国有地 | 県有地 | 市町村有地 | 私有地 | 計 |
|------|-----|-----|-------|-----|-----|
| うるま市 | 7 | — | — | 162 | 169 |

(ウ) 地主数：207 人（令和 5 年 3 月末現在）

(エ) 年間賃貸料：1 億 9 千 4 百万円（令和 4 年度実績）

(オ) 主要建物及び工作物

建物：局舎（689 ㎡）（建物全体計 3 棟、延べ 722 ㎡）

工作物：アンテナ 9 基、マイクロタワー 1 基

イ 施設の変遷

(ア) 昭和 46 年 6 月 30 日、米軍のキャンプ・コートニーの一部 396 千㎡が返還され、そのうち 139 千㎡が昭和 50 年 5 月 1 日に自衛隊に引継がれる。

(イ) 昭和 51 年 11 月 9 日、海上自衛隊沖繩基地隊所属の通信所として開所した。

ウ 施設の現況

(ア) 管理部隊名：海上自衛隊沖繩基地隊

(イ) 使用部隊名：海上自衛隊沖繩基地隊、海上自衛隊第 5 航空群

(ウ) 使用目的：送信所

(エ) 施設の現状及び任務

同送信所は、米軍基地キャンプ・コートニーの一部 139 千㎡が返還されたものを防衛施設局が借上げて建設したものである。

同送信所は、海上自衛隊沖繩基地隊本部通信所に所属している。また、9 基の

各種アンテナと 10 台の短波通信機を有し、沖縄近海で作戦を展開する海上自衛隊の艦船や航空機に対し、沖縄基地隊や那覇市にある第 5 航空群からの電波を中継送信する業務を持っている。

⑪ 陸上自衛隊勝連分屯地



写真提供：陸上自衛隊勝連分屯地

ア 施設の概要

(ア) 所在地：うるま市（勝連平敷屋、勝連内間、勝連平安名）

(イ) 面積：192 千㎡

単位：千㎡

| 市町村名 | 国 有 地 | 県 有 地 | 市町村有地 | 私 有 地 | 計 |
|------|-------|-------|-------|-------|-----|
| うるま市 | 20 | — | — | 172 | 192 |

(ウ) 地主数：384 人（令和 5 年 3 月末現在）

(エ) 年間賃貸料：1 億 4 千 5 百万円（令和 4 年度実績）

(オ) 主要建物等：庁舎、整備工場、倉庫、射撃訓練場等

イ 施設の変遷

昭和 48 年 5 月 1 日、沖縄返還協定了解覚書 B 表に基づき返還され、勝連分屯地を開設し、昭和 54 年 3 月 31 日に射撃場を建築する。

ウ 施設の現況

(ア) 管理部隊名：陸上自衛隊那覇駐屯地業務隊

(イ) 使用部隊名：第 7 地对艦ミサイル連隊・第 15 高射特科連隊（一部）、
第 102 特科直接支援大隊、那覇駐屯地業務隊勝連派遣隊等

(ウ) 施設の現状及び任務

当分屯地には、第 7 地对艦ミサイル連隊、第 15 高射特科連隊の一部等が駐屯している。分屯地内には至近距離射撃場があり県内自衛隊の他、警察及び海上保安庁なども射撃訓練を行っている。

令和 6 年 3 月 21 日、第 7 地对艦ミサイル連隊が新編され南西地域防衛の一端を担うとともに沖縄県内、特にうるま市の災害対処の任務を有する。

資料：沖縄県知事公室基地対策課「沖縄の米軍基地」

沖縄県知事公室基地対策課「沖縄の米軍及び自衛隊基地（統計資料集）」